



発行 東京都

目次

54

条 例

- 東京都福祉局関係手数料条例……………（福祉保健局）…二
- 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例……………（交通局）…九
- 警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…九
- 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 火災予防条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…九

条例のあらまし

●東京都福祉局関係手数料条例（条例第六七号）

- 一 組織改正に伴い、福祉局が所管する事務に関する手数料に係る規定を定めます。
- 二 この条例は、令和五年七月一日から施行します。

●東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第六八号）

- 一 組織改正に伴い、保健医療局が所管する事務に関する手数料に係る規定等を整

備します。

（一） 題名を「東京都保健医療局関係手数料条例」に改めます。

（二） 福祉局が所管する事務に関する手数料に係る規定を削除します。

- 二 この条例は、令和五年七月一日から施行します。

●東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例（条例第六九号）

- 一 懸垂電車事業の廃止に伴い、東京都懸垂電車条例（昭和三十九年東京都条例第一〇七号）を廃止するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第七〇号）

- 一 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三二号）等の施行に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料の規定を設けるほか、規定を整備します。

（例） 特定小型原動機付自転車運転者講習手数料（新設） 講習一時間について

二、〇〇〇円

- 二 この条例は、令和五年七月一日から施行します。

●東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第七一号）

- 一 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（令和五年国家公安委員会規則第五号）の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成一八年国家公安委員会規則第二八号）の改正に伴い、信号機に関する基準を改めます。
- 二 この条例は、令和五年七月一日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例（条例第七二号）

- 一 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具

等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和五年総務省令第八号）の施行に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。

（例）急速充電設備の全出力の上限

二〇〇キロワット ↓ 上限なし

二 この条例は、令和五年一〇月一日から施行します。

条 例

東京都福祉局関係手数料条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十七号

東京都福祉局関係手数料条例

（通則）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百二十七条の規定により東京都が徴収する手数料のうち、福祉局が所管する事務に関する手数料は、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところにより徴収する。

（手数料を徴収する事務等）

第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

（指定試験機関が行う保育士試験に係る手数料）

第三条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の九第一項の規定により、同項の指定試験機関（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者は、別表三の項イに規定する保育士試験手数料（以下この条において「試験手数料」という。）を当該指定試験機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた試験手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

3 前二項の試験手数料については、第五条から第八条までの規定は、適用しない。

（登録試験問題作成機関等が行う介護保険法に係る手数料）

第四条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下この条において「法」という。）第六十九条の十一第一項の規定により、同項の登録試験問題作成機関（以下この条において「登録試験問題作成機関」という。）が作成する試験の問題及び設定する合格の基準を使用して行う法第六十九条の二第一項の介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、別表二の項ラに規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料を当該登録試験問題作成機関に納めなければならない。

2 法第六十九条の二十七第一項の規定により、同項の指定試験実施機関（以下この条において「指定試験実施機関」という。）が行う介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、別表二の項ワに規定する介護支援専門員実務研修受講試験手数料を当該指定試験実施機関に納めなければならない。

3 法第六十九条の三十三第一項の規定により、同項の指定研修実施機関（以下この条において「指定研修実施機関」という。）が行う法第六十九条の二第二項の介護支援専門員実務研修を受講しようとする者は、別表二の項カに規定する介護支援専門員実務研修受講料を当該指定研修実施機関に納めなければならない。

4 指定研修実施機関が行う法第六十九条の八第二項に規定する更新研修（以下「介護支援専門員更新研修」という。）を受講しようとする者は、別表二の項ヨに規定する介護支援専門員更新研修受講料を当該指定研修実施機関に納めなければならない。

5 前各項の規定により登録試験問題作成機関、指定試験実施機関又は指定研修実施機関に納められた手数料は、当該登録試験問題作成機関、指定試験実施機関又は指定研修実施機関の収入とする。

6 前各項の手数料については、次条から第八条までの規定は、適用しない。

（手数料の減免）

第五条 第二条に規定する手数料は、国若しくは自治法第一条の三に規定する地方公共団体又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により保護を受ける者から申請があるとき、その他知事において特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

事務	名称	額	徴収時期
一 母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）に基づく事務			
イ 母体保護法施行令第一条第一項の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付	受胎調節実地指導員指定証交付手数料	四千元	指定申請のとき
ロ 母体保護法施行令第二条第二項の規定に基づく受胎調節実地指導員の標識の交付	受胎調節実地指導員標識交付手数料	三千百円	交付申請のとき
ハ 母体保護法施行令第三条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の訂正	受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	二千四百円	訂正申請のとき
ニ 母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実地指導員	受胎調節実地指導員指定証再交付手数料	二千八百円	再交付申請のとき

（手数料の不還付）
 第六条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（徴収の猶予）
 第七条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料の徴収を猶予することができる。

（過料）

第八条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

附則

1 この条例は、令和五年七月一日から施行する。

2 この条例の規定は、別表に掲げる事務に係る申請等の手続で、この条例の施行の日以後に同表の徴収時期に達するものについて適用する。

別表（第二条関係）

ホ 母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実地指導員標識の再交付	受胎調節実地指導員標識再交付手数料	二千五百円	再交付申請のとき
二 介護保険法、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下この項において「令」という。）及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下この項において「規則」という。）等に基づく事務			
イ 介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設許可の申請に対する審査	介護老人保健施設開設許可申請手数料	六万三千元	許可申請のとき
ロ 介護保険法第九十四条第二項の規定に基づく介護老人保健施設の変更許可の申請に対する審査（構造設備の変更を伴う場合に限る。）	介護老人保健施設変更許可申請手数料	三万三千元	変更許可申請のとき
ハ 介護保険法第七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料	六万三千元	許可申請のとき
ニ 介護保険法第七十七条第二項の規定に基づく介護医療院の変更許可の申請に対する審査（構造設備の変更を伴う場合に限る。）	介護医療院変更許可申請手数料	三万三千元	変更許可申請のとき
ホ 介護保険法第六十九条の二第一項及び規則第百十三条の七の規定に基づく介護支援専門員の登録の申請に対する審査	介護支援専門員登録申請手数料	千五百円	登録申請のとき
ヘ 介護保険法第六十九条の三及び規則第百十三条の十の規定に基づく介護支援専門員の登録の移転の申請に対する審査	介護支援専門員登録移転申請手数料	千三百円	移転申請のとき

<p>ト 介護保険法第六十九条の七第一項及び規則第十三条の二十第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付</p>	<p>介護支援専門員証交付手数料</p>	<p>千円</p>	<p>交付申請のとき。</p>
<p>チ 介護保険法第六十九条の七第五項及び規則第十三条の二十第三項の規定に基づく登録の移転に係る介護支援専門員証の交付</p>	<p>介護支援専門員証登録移転交付手数料</p>	<p>千円</p>	<p>交付申請のとき。</p>
<p>リ 介護保険法第六十九条の八第一項及び規則第十三条の二十六第一項の規定に基づく介護支援専門員証の有効期間の更新</p>	<p>介護支援専門員証有効期間更新手数料</p>	<p>千円</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>ヌ 規則第十三条の二十三第一項の規定に基づく介護支援専門員証の書換え交付</p>	<p>介護支援専門員証書換え交付手数料</p>	<p>千二百円</p>	<p>書換え申請のとき。</p>
<p>ル 規則第十三条の二十五第一項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付</p>	<p>介護支援専門員証再交付手数料</p>	<p>千円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>
<p>ヲ 介護保険法第六十九条の十一第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定</p>	<p>介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料</p>	<p>千四百円</p>	<p>受験申込みのとき。</p>
<p>ワ 介護保険法第六十九条の二十七第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施(問題の作成及び合格の基準の設定に係るものを除く。)</p>	<p>介護支援専門員実務研修受講試験手数料</p>	<p>一万一千円</p>	<p>受験申込みのとき。</p>
<p>カ 介護保険法第六十九条の三十三第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施</p>	<p>介護支援専門員実務研修受講講料</p>	<p>五万二千八百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>
<p>ヨ 介護保険法第六十九条の三十三第一項の規定に基づく介護支援専門員更新研修の実施</p>	<p>介護支援専門員更新研修受講講料</p>	<p>二万八千五百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>
<p>1 介護支援専門員証の有効期間中に介護</p>	<p>二万八千五百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>	
<p>支援専門員の実務の従事経験を有しない者に対する研修</p>	<p>5万八千三百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>	
<p>2 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員の実務の従事経験を有する者に対する研修(初回の更新に限る。4に掲げる区分に係るものを除く。)</p>	<p>2万三千八百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>	
<p>3 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員の実務の従事経験を有する者に対する研修(二回目以降の更新に限る。4に掲げる区分に係るものを除く。)</p>	<p>2万三千八百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>	
<p>4 介護保険法第六十九条の八第二項ただし書に規定する研修の課程を修了した者に対する研修のうち、知事が別に定める研修を受けた者に対するもの</p>	<p>2万八千五百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>	
<p>タ 介護保険法第六十九条の七第二項の規定に基づく研修の実施</p>	<p>主任介護支援専門員研修受講講料</p>	<p>5万二千六百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>
<p>レ 令第三十七条の十五第一項の規定に基づく主任介護支援専門員研修の実施</p>	<p>主任介護支援専門員更新研修受講講料</p>	<p>3万八千円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>
<p>ツ 介護保険法第百十五条の三十</p>	<p>介護サービス情報調査</p>	<p>調査</p>	<p>調査</p>

五第三項の規定に基づく介護サービス情報の調査

手数料

1 規則第四百四十条の四十三に規定する介護サービス(以下「対象サービス」という。)のうち、次に掲げるものに係るもの

一 訪問介護及び夜間対応型訪問介護の全部又は一部

二 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の両方又はいずれか

三 訪問看護、地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第三十八条に規定する指定療養通所介護に該当するもののみを行うもの。)(以下「指定療養通所介護」という。)及び介護予防訪問看護の全部又は一部

四 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの両方又はいずれか

一万八千三百円

請のとき。

2 対象サービスのうち、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の全部又は一部に係るもの

一万五千百円

3 対象サービスのうち、次に掲げるものに係るもの

二万円

一 通所介護、地域密着型通所介護(指定療養通所介護)にあつては、この号における他のサービスの全部又は一部と合わせて調査を受けるものに限る。)、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の全部又は一部

二 通所リハビリテーション、指定療養通所介護(この号における他のサービスの全部又は一部と合わせて調査を受けるものに限る。)(及び介護予防通所リハビリテーションの全部又は一部

三 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介

四 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（いずれも老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（第五号において「サービス付き高齢者向け住宅」という。）であるものを除く。）において提供されるものに限る。以下この号において「特定施設入居者生活介護等」という。）の全部又は一部並びに短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（いずれも特定施設入居者生活介護等の全部又は一部と合わせて調査を受けるものに限る。）の全部又は一部

五 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（いずれも老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームにおいて提供されるものに限る。以下この号において「特定施設入居者生活介護等」という。）の全部又は一部並びに短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（いずれも特定施設入居者生活介護等の全部又は一部と合わせて調査を受けるものに限る。）の全部又は一部

活介護等の全部又は一部と合わせて調査を受けるものに限る。)の全部又は一部

六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス並びに短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(いずれも第三号に規定する有料老人ホーム、第四号に規定する軽費老人ホーム又は第五号に規定するサービス付き高齢者向け住宅において提供されるものを除く。)の全部又は一部

七 介護保健施設サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(いずれも介護老人保健施設において提供されるものに限る。)の全部又は一部

八 介護医療院サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(いずれも介護医療院にお

て提供されるものに限る。)の全部又は一部

九 介護療養施設サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(いずれも介護療養型医療施設において提供されるものに限る。)の全部又は一部

4 対象サービスのうち、居宅介護支援に係るもの
一万四千五百円

5 対象サービスのうち、次に掲げるもの
一万四千二百円

一 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の両方又はいずれか

二 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の両方又はいずれか

6 対象サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係るもの
二万二千六百円

7 対象サービスのうち、複合型サービスに係るもの
二万一千八百円

1 認知症対応型サービス
二千六百円

ネ 介護保険法第七十八条の四第

受講申

<p>三項及び第百十五條の十四第三項並びに指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第四十三條第二項、第四十七條第二項、第六十三條第十一項、第六十四條第三項、第六十五條、第九十一條第三項、第九十二條、第七十一條第十二項、第七十二條第三項及び第七十三條並びに指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)第六條第二項、第十條第二項、第四十四條第十一項、第四十五條第三項、第四十六條、第七十一條第三項及び第七十二條の規定に基づく研修の実施</p>	<p>3 小規模多機能型サ ービス等計画作成担 当者研修受講料</p> <p>2 認知症対応型サ ービス事業開設者研修 受講料</p> <p>1 ビス事業管理者研修 受講料</p>	<p>四千九百円</p> <p>四千四百円</p>	<p>込みの とき。</p>
<p>三 児童福祉法、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)及び児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)に基づく事務</p> <p>イ 児童福祉法第十八條の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施</p> <p>ロ 児童福祉法第十八條の十八第三項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査</p> <p>ハ 児童福祉法施行令第十七條第一項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付</p> <p>ニ 児童福祉法施行令第十八條第</p>	<p>保育士試験手数料</p> <p>保育士登録手数料</p> <p>保育士登録証書換え交付 手数料</p> <p>保育士登録証再交付手 数料</p>	<p>一万二千七 百円</p> <p>四千二百円</p> <p>千六百円</p> <p>千百円</p>	<p>受験申 込みの とき。</p> <p>登録申 請のと き。</p> <p>書換え 申請の とき。</p> <p>再交付</p>

<p>一項の規定に基づく保育士登録証の再交付</p> <p>ホ 児童福祉法施行規則第六條の十一の二第一項の規定に基づく保育士試験の免除の申請に対する審査</p>	<p>保育士試験免除申請手数料</p>	<p>二千四百円</p>	<p>申請の とき。 筆記試 験及び 実技試 験の全 部の免 除申請 のとき。</p>
--	---------------------	--------------	---

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十八号

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都保健医療局関係手数料条例

第一条中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

第三条を削る。

第三条の二第三項中「第五条から第八条まで」を「次条から第七条まで」に改め、同条を第三条とする。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

別表四の項を次のように改める。

<p>四 削除</p>	
-------------	--

別表二十六の項及び二十七の項を次のように改める。

<p>二十六及び二十七</p>	<p>削除</p>
-----------------	-----------

附 則

- 1 この条例は、令和五年七月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現になされているこの条例による改正前の東京都福祉保健局関係手数料条例別表に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十九号

東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例

(東京都懸垂電車条例の廃止)

第一条 東京都懸垂電車条例(昭和三十九年東京都条例第七号)は、廃止する。

(東京都交通事業会計の設置に関する条例の一部改正)

第二条 東京都交通事業会計の設置に関する条例(昭和四十一年東京都条例第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

「、自動車運送事業及び鉄道事業(高速電車事業を除く。)」を「及び自動車運送事業」に改める。

附則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十号

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例(平成十二年東京都条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の部六の項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同

部十二の項中「第百八条の二第二項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十一号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例

(平成二十四年東京都条例第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「」又は「」の下に「特定小型原動機付自転車及び」を加える。

附則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十二号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「道路上に設ける」の下に「電気事業者用の」を加え、同項ただし書中「またはおおわれた」を「又は覆われた」に改める。

第十一条の二第二項中「自動車等(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十一号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。」に「自動車、原動機付

自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。」をいう)を「を除く。」をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む)に改め、第十五号を第十七号とし、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第十一条の二第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「急速充電設備と電気自動車等との接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「急速充電設備と電気自動車等と」を「コネクターと電気自動車等」に、「させない」を「しない」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「させない」を「しない」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のもの充電ポストにあつては、この限りでない。

第十一条の二第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 急速充電設備(全出力五十キロワット以下のもの及び消防総監が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、

この限りでない。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第十一条の二第二項中「当該蓄電池」の下に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、「前項第八号及び第九号」を「前項第九号及び第十号」に改め、同条第三項中「並びに同条第二項(屋外に設けるもの(全出力五十キロワット以下のもの及び消防総監が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。))に限る。)」を削る。

附則

- 1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の火災予防条例第十一条第二項に規定する変電設備(第八条の三第三項、第十二条第二項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。)又は第十一条の二第一項に規定する急速充電設備であつて、この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているものについては、なお従前の例による。

行 東 京 都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 発 行 電 話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定 価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

